

議案第1号

山都町手数料条例の一部改正について

山都町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月8日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 植林 力也

(提案理由)

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、山都町手数料条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長職務代理者 山都町副町長

山都町条例第 号

山都町手数料条例の一部を改正する条例

山都町手数料条例（平成17年山都町条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通につき450円
法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき350円
法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

<p>に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>1通につき750円</p>
<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1件につき450円</p>
<p>法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>

を除く。)	
法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通につき350円 (婚姻、離婚、養子の縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1400円)
法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

山都町手数料条例(平成17年条例第53号)新旧対照表

現行	改正後（案）																																
<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)関係事務</p> <table border="1" data-bbox="161 483 1030 1367"> <tr> <td data-bbox="161 483 795 766"> 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 </td> <td data-bbox="795 483 1030 766"> 1通につき450円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 766 795 906"> 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 </td> <td data-bbox="795 766 1030 906"> 証明事項1件につき350円 </td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき450円	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき350円																					<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)関係事務</p> <table border="1" data-bbox="1052 483 1915 1367"> <tr> <td data-bbox="1052 483 1686 715"> 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第2項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書 </td> <td data-bbox="1686 483 1915 715"> 1通につき450円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 715 1686 766"> _____の交付手数料 </td> <td data-bbox="1686 715 1915 766"> _____ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 766 1686 906"> 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 </td> <td data-bbox="1686 766 1915 906"> 証明事項1件につき350円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 906 1686 1367"> 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及 </td> <td data-bbox="1686 906 1915 1367"> 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円 </td> </tr> </table>	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第2項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書	1通につき450円	_____の交付手数料	_____	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき350円	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき450円																																
法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき350円																																
法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第2項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書	1通につき450円																																
_____の交付手数料	_____																																
法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき350円																																
法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円																																

		<p>び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項</p>	1通につき750円	<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、法第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</p>	1通につき750円
<p>若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p>		<p>の交付手数料</p>	
<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126</p>	証明事項1件につき450円	<p>法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126</p>	証明事項1件につき450円
<p>条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>		<p>条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	
		<p>法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>

法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1400円)	<u>の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における除く。)</u>	
法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、 <u>法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</u>	1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1400円)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、 <u>法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</u>	1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1400円)
法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類 _____ _____ 1件につき350円	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 _____ 1件につき350円
_____ 手数料		_____ 手数料	

1 戸籍証明書・除籍証明書の広域交付

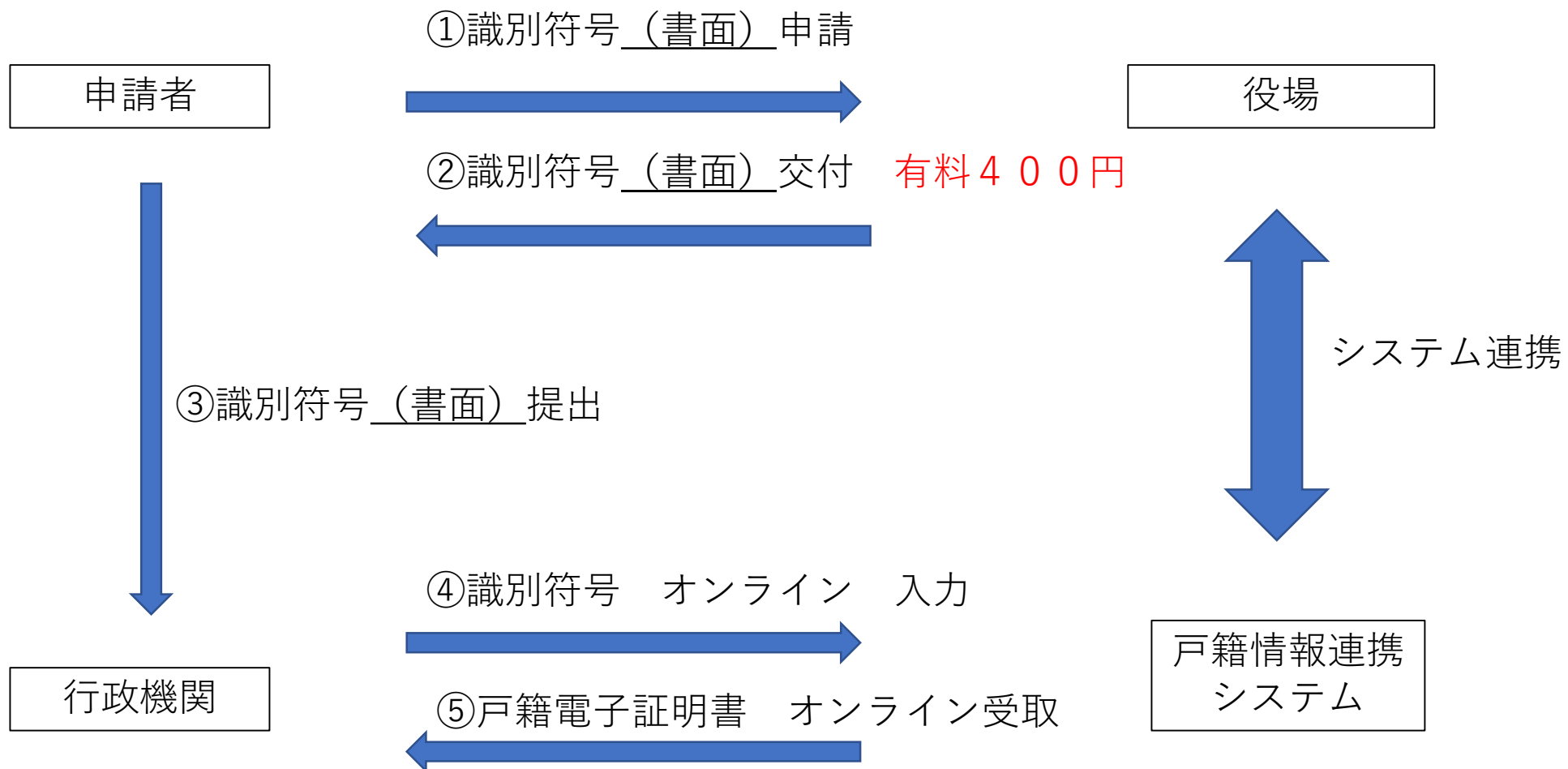
改正前		改正後	
内容	料金	内容	料金
・ 戸籍証明書（戸籍謄本） （本籍地のみで交付）	4 5 0 円	・ 戸籍証明書（戸籍謄本） <u>（本籍地以外のものを含む）</u>	4 5 0 円
・ 除籍証明書（除籍謄本） （本籍地のみで交付）	7 5 0 円	・ 除籍証明書（除籍謄本） <u>（本籍地以外のものを含む）</u>	7 5 0 円

広域交付を請求できる者：本人、配偶者、父母・祖父母など直系尊属、子、孫
など直系卑属

2 戸籍・除籍電子証明書 提供用識別符号関係の料金

内容	料金	参考
戸籍電子証明書 提供用識別符号 <u>(書面)</u> 交付	400円	
戸籍電子証明書 提供用識別符号 <u>オンライン発行</u>	無料	マイナポータル使用
<u>戸籍証明書と同時の</u> 戸籍電子証明書 提供用識別符号 <u>(書面)</u> 交付	無料	戸籍証明書450円
除籍電子証明書 提供用識別符号 <u>(書面)</u> 交付	700円	
除籍電子証明書 提供用識別符号 <u>オンライン発行</u>	無料	マイナポータル使用
<u>除籍証明書と同時の</u> 除籍電子証明書 提供用識別符号 <u>(書面)</u> 交付	無料	除籍証明書750円

戸籍電子証明書 提供用識別符号 (書面) 有料



戸籍電子証明書 提供用識別符号 (オンライン) 無料

マイナンバーカードを使用

申請者

①識別符号 オンライン申請



マイナポータル (役場)

②識別符号 オンライン発行 無料



③識別符号 オンライン提出



行政機関

④識別符号 オンライン 入力



システム連携

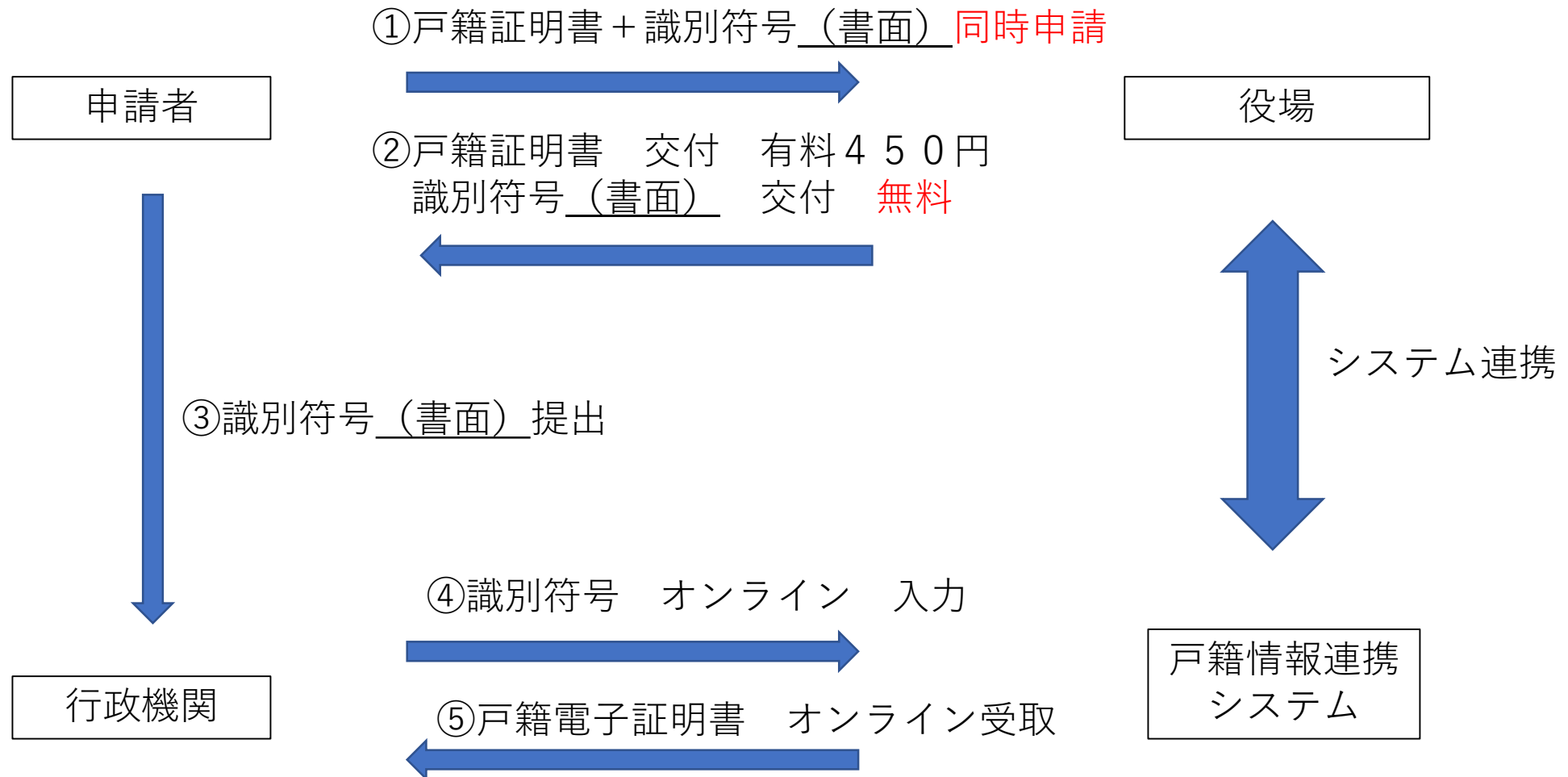


戸籍情報連携
システム

⑤戸籍電子証明書 オンライン受取



戸籍電子証明書 提供用識別符号 (書面) 無料



3 戸籍関係の届書等情報内容証明書の交付等

改正前		改正後	
内容	料金	内容	料金
<ul style="list-style-type: none">・ 受理証明書の交付・ 届書等記載事項証明書の交付	※ 3 5 0 円	<ul style="list-style-type: none">・ 受理証明書の交付・ 届書等記載事項証明書の交付・ <u>届書等情報内容（スキャン画像）証明書の交付</u>	※ 3 5 0 円
<ul style="list-style-type: none">・ 届書等の閲覧	3 5 0 円	<ul style="list-style-type: none">・ 届書等の閲覧・ <u>届書等情報の内容を表示したもの（スキャン画像）の閲覧</u>	3 5 0 円

※婚姻など5種類の届出の受理証明書：上質紙による場合は1,400円